

# 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 におけるグリーン証書の扱いの見直しについて

2024年5月31日

資源エネルギー庁

再生可能エネルギー推進室

## 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度におけるグリーン証書の扱い

- 令和4年12月の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会 中間とりまとめ」において、同制度（以下、SHK制度）におけるグリーン電力証書及び熱証書の扱いを、**「他者から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除できる」**ことに見直す方針が決定した。
- それに伴い、**「電気事業者の排出係数調整においても、グリーン電力証書は使用可能だが、グリーン熱証書は使用不可となる。」**
- また、熱供給事業者別排出係数が導入※されることから、**「熱供給事業者の排出係数調整においてグリーン熱証書が使用可能となる。（部分的に電力証書も使用可能）」**  
※令和6年度の特定期間排出者の排出量報告から適用。

## 参考) グリーン電力証書及びグリーン熱証書の扱いについて

- 証書は電気や熱の属性を証明するもので、再生可能エネルギー由来の電力量・熱量を「kWh や kJ」単位で認証し、購入者は他者から供給された電力や熱の属性を、別途調達した証書で上書きするもの。
- 証書が他者から供給されたエネルギーの属性を説明するものであるということに立ち返ると、グリーン電力証書及びグリーン熱証書も、非化石証書と同様に、**他者から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除できる**こととしてはどうか※。
- なお、その際、既存の権利を保護する観点から、過去に認証された証書については従前の通り使用可能としてはどうか。

※非化石証書は、他者のうち電気事業者から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除可能。

### 調整後排出量の算定方法



**見直し後のグリーン電力証書の扱い**  
他者から供給された電気の使用に伴って発生するCO<sub>2</sub>の排出量を上限に控除可能

**見直し後のグリーン熱証書の扱い**  
他者から供給された熱の使用に伴って発生するCO<sub>2</sub>の排出量を上限に控除可能

**現行制度におけるグリーン電力・熱証書の扱い**  
カーボン・クレジットと同様に、排出量全体  から控除

# SHK制度における経過措置の終了について

「第37回グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会」  
資料2から抜粋・一部加工

- 第37回認証委員会で御報告の通り、SHK制度におけるグリーン証書の扱いが整理されるまでの既存の権利を保護する観点から、**昨年度の委員会までに認証された削減相当量は、特定排出者の排出量報告及び電気事業者の排出係数調整において、従前の通り使用可能**としていた。
- 当該措置の終了に伴い、**今回以降の委員会で認証された削減相当量は、他者から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除可能**となる。

	2022年度												2023年度												2024年度				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
SHK制度	第3回検討会 グリーン証書の扱いについて整理												中間取りまとめ												法令等改正 施行				
グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度	認証委員会				認証委員会				認証委員会				認証委員会				認証委員会				認証委員会	認証委員会							
特定排出者のSHK制度報告													排出量報告												排出量報告				
電気事業者の排出係数													排出係数報告												排出係数報告				

## 特定排出者のSHK制度報告

### 見直しによる変更点

- ✓ 2024年度以降の排出量報告から、グリーン電気証書及び熱証書は他者から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除可能

### 経過措置

- ✓ **2023年度の委員会までに認証されたものであれば、排出量全体から控除可能**

## 電気事業者の排出係数

### 見直しによる変更点

- ✓ 2024年度以降の排出係数報告から、グリーン熱証書由来の削減相当量は使用不可

### 経過措置

- ✓ **2023年度の委員会までに認証されたものであれば、熱証書由来の削減相当量でも使用可能**

## (参考) 経過措置の対象判断

「第37回グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会」  
資料2から抜粋・一部加工

- 経過措置の対象か否かは、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に付番されるシリアル番号で判断する。
- 具体的には、付番される「6桁-6桁-8桁」のシリアル番号の**中央6桁が基準日（2024年3月31日）以前であれば経過措置の対象、2024年4月1日以降であれば対象外**となる。

### グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量のシリアル番号付番方法

項目	意味	記号	内容	桁数	英数
AABBCCC	削減計画認定番号	AA	認定年度（西暦2桁）	2	数値
		BB	方法論	1~2	英+数
		CCC	連番（001~）	3	数値
YYMMDD	削減量認証日	YY	認証年（西暦2桁）	2	数値
		MM	認証月	2	数値
		DD	認証日	2	数値
XXXXXXXX	連番	XXXXXXXX	連番（00000001~）	8	数値

認定番号「21BB001」のグリーンエネルギー二酸化炭素削減計画において、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量1,000t-CO<sub>2</sub>が、2022年6月11日に認証された場合、付番されるシリアル番号は以下のとおり。

21BB001-**220611**-00000001 ~ 21BB001-**220611**-00001000

中央6桁が基準日を示す「240331」以前である場合のみ経過措置の対象